

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月19日
【報告者の氏名又は名称】	LVJホールディングス2合同会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【電話番号】	03-6266-5781
【事務連絡者氏名】	代表社員 LVJホールディングス合同会社 職務執行者 稲垣 伸一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	LVJホールディングス2合同会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、LVJホールディングス2合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三菱ロジスネクスト株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注11) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されましたが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記事がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注13) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

三菱ロジスネクスト株式会社

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 2018年8月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年8月25日から2048年8月24日まで）
- ロ 2019年8月8日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年8月24日から2049年8月23日まで）
- ハ 2020年8月6日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年8月22日から2050年8月21日まで）
- ニ 2021年8月5日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年8月21日から2051年8月20日まで）
- ホ 2022年8月25日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権と総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月10日から2052年9月9日まで）

### (3) 【公開買付期間】

2026年1月21日（水曜日）から2026年2月18日（水曜日）まで（20営業日）

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,410,699株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（18,089,373株）が買付予定数の下限（2,410,699株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年2月19日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	18,089,373 (株)	18,089,373 (株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	18,089,373 (株)	18,089,373 (株)
(潜在株券等の数の合計)	( - )	( - )

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	180,893
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	688,881
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(g)	1,067,089
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	81.33

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2025年11月14日に提出した第125期中半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、( )対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(106,810,013株)に、同日以降2026年1月16日までに行使された新株予約権の合計である205個の目的となる対象者株式の数(205,000株)を加算した107,015,013株から、( )対象者が2025年6月25日に提出した第124期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(113,612株)から対象者が2025年7月24日に開示した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に記載された処分自己株式数(46,848株)及び公開買付者が2025年11月28日を取得日として取得した自己株式数(1株)を控除した、2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数66,763株を控除した株式数(106,948,250株)に係る議決権の数(1,069,482個)を分母として計算しております。

(注3) 公開買付者が、2026年1月16日に対象者から報告を受けた同日現在残存する本新株予約権41個の内訳は下表のとおりです。

新株予約権の名称	2026年1月16日現在の個数(個)	2026年1月16日現在の行使可能な個数(個)
第7回新株予約権	1	0
第8回新株予約権	6	0
第9回新株予約権	7	0
第10回新株予約権	9	0
第11回新株予約権	18	0
合計	41	0

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上